

平成 28 年度土木工事標準積算基準書（公表用）

岩手県県土整備部で適用する土木工事標準積算基準書は、国土交通省の土木工事標準積算基準書に準じ改定し適用しています。

国土交通省の土木工事標準積算基準書については、国土交通省大臣官房技術調査課監修により「平成 28 年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（以下「国版」という。）」が以下のとおり 4 分冊で発刊・市販されていることから、岩手県が独自に制定している部分について、国版を補足するものとして公表します。

- (1) 国土交通省土木工事標準積算基準書〔東日本大震災の被災地で適用する積算基準〕（共通編）平成 28 年度（4 月改正）（岩手県、宮城県、福島県）
※定価 6,264 円(税込み)
- (2) 国土交通省土木工事標準積算基準書〔東日本大震災の被災地で適用する積算基準〕（河川・道路編）平成 28 年度（4 月改正）（岩手県、宮城県、福島県）
※定価 8,208 円(税込み)
- (3) 国土交通省土木工事標準積算基準書（機械編） 平成 28 年度
※定価 2,916 円(税込み)
- (4) 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編） 平成 28 年度
※定価 3,024 円(税込み)

発行元 一般財団法人 建設物価調査会

■施工パッケージ型積算方式の導入範囲について

国土交通省においては、平成 24 年 10 月から「施工パッケージ型積算方式」が導入されており、本県でも平成 27 年 1 月 1 日以降に入札公告に付す工事から施工パッケージ型積算方式を導入しているところです。

国土交通省では、平成 28 年 10 月にも国版を改定し、84 施工パッケージを追加導入することとしていますが、本県の平成 28 年度土木工事標準積算基準書は、国版の 4 月改正に準じた改正です。

[参考]

施工パッケージ型積算方式で使用する標準単価表については下記に掲載しています。

国土交通省国土技術政策総合研究所HP

http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm

岩手県独自版 目次

(共通編)

第1章 総則	3
第2章 工事費の積算	4
第11章 設計変更	6

(電気通信編)

第1章 総則	8
--------------	---

(機械編)

第1章 一般共通	10
第20章 機械設備点検・設備業務	11
第21章 機械設備設計業務委託	11

(運用編)

※ 「運用編」は、岩手県の情報公開窓口となっている行政情報センター（県庁1階）または行政情報サブセンター（広域振興局等1階）で、行政資料として閲覧することができます。

(共通編)

第1章 総則

① 適用の範囲等

1 適用範囲

本土木工事標準積算基準書（公表用）（以下、「公表用」という）は、岩手県県土整備部所管の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

工事費の積算にあたっては、公表用によるほか、平成28年度国土交通省土木工事標準積算基準書（国土交通省大臣官房技術調査課 監修、一般財団法人 建設物価調査会 発行）（以下、「国土交通省版」という）によるものとし、平成28年10月1日以降入札公告に付する積算から適用する。

ただし、この公表用及び国土交通省版によることが著しく不相当または困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事等については、別途定めによるものとする。

2 設計書の作成

設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

1 端数処理

工事価格の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

② 間接工事費

1 現場管理費

現場管理費の算定は、国土交通省版によるものとするが、補正の取扱いについては次の通りとする。

(1) 現場管理費の算定

- 1) 現場管理費は別表第1（第1表～第5表）^{注1}の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。
- 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

注1 別表第1（第1表～第5表）は、国土交通省版現場管理費率標準値別表第1（第1表～第5表）のとおり。

(2) 現場管理費率の補正

1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正率

施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することができる。ただし重複する場合は、最高2%とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

- a. 積雪寒冷地域の範囲……岩手県人事委員会規則に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

- b. 積雪寒冷地の施工期間を次の通りとする。

施工時期	適用地域	備考
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上ある事とした。
12月1日～3月31日	上記以外の地域	

- c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

- d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

補正率（%）＝冬期率×補正係数

冬期率＝12月1日～3月31日（11月1日～3月31日）までの工事期間／工期

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備または後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
4級地	1.20

- (注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
2. 補正率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜連続作業が前提となる工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第9に示す応急工事並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正

イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表第1（第1表～第5表）の現場管理費標準値に下表の補正値を加算するものとする。

なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理費率を適用する工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正率 (%)
市 街 地		1.5
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	舗装工事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市 街 地：施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/k m²以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島：施工地域が岩手県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。

(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通の影響： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合
 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合
 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合

ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において、地域区分が2つ以上となる場合には、補正率の大きい方を適用する。

ハ) 現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合の取扱い

現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。

3) その他

設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件変更により補正出来ることとなった場合は、設計変更の対象として処理するものとする。

ただし、低入札価格調査対象工事で低入札価格調査等に時間を要し、当初設定した工期（入札公告の工期）が短縮される場合は適用しない。

第11章 設計変更

1 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。
ただし、低入札価格調査対象工事で低入札価格調査等に時間を要し、当初設定した工期（入札公告の工期）が短縮される場合は適用しない。

2 設計変更における材料単価の取り扱いについて

- (1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。

（例）

- ① 積ブロック工の延長 50m を 80m に増量した場合
⇒ 2-(1) を適用し、旧単価（当初設計時点単価）により積算する。
- ② U型側溝 300×300 型を 300×400 型に変更した場合
⇒ 2-(3) を適用し、旧単価（当初設計時点単価）により積算する。
- ③ 場所打函渠工をプレキャスト函渠工に変更した場合
⇒ 2-(4) を適用し、新単価（変更指示時点単価）により積算する。

(電氣通信編)

第1章 総則

① 適用範囲

1 適用範囲

この基準書は、平成28年10月1日以降入札公告に付す、岩手県県土整備部の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

(機械編)

第1章 一般共通

① 適用範囲

この積算基準は、平成28年10月1日以降入札公告に付す、岩手県県土整備部所管の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。

第20章 機械設備点検・設備業務

① 一般共通

1 適用範囲

この基準は、平成28年10月1日以降入札公告に付す、岩手県県土整備部所管の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。

2 点検・整備費の積算

点検・整備費の算定は、国土交通省版によるものとするが、補正の取扱いについては次の通りとする。

2-1 点検・整備原価

(1) 共通仮設費

1) 派遣費

- (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。
- (ロ) 旅費、日当、宿泊費は岩手県「一般職の職員等の旅費に関する条例」の1級の職務にある者の相当額を標準とする。
- (ハ) 賃金は、国土交通省版「3-1(3) 直接労務費」によるものとする。
- (ニ) 点検整備間接費は、(賃金)×(点検整備間接費率)とし、点検整備間接費率は、国土交通省版表-20・5のとおりとする。

2) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、岩手県「一般職の職員等の旅費に関する条例」によるものとし、点検整備工は1級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

2-2 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

- (1) 旅費、日当、宿泊費は岩手県「一般職の職員等の旅費に関する条例」の3級の職務にある者の相当額によるものとする。
- (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。
- (3) 間接費は、国土交通省版「4-1(7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。
- (4) 一般管理費等は、国土交通省版「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。

第21章 機械設備設計業務委託

① 一般共通

1 適用範囲

この積算基準は、平成28年10月1日以降入札公告に付す、岩手県県土整備部所管の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。